

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和3年6月28日（令和3年（行個）諮問第106号）

答申日：令和4年3月3日（令和3年度（行個）答申第151号）

事件名：特定年に特定地方法務局が本人に対応したことが分かる文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年の特定地方法務局が、私の事に対応し、私に対応した事が分かるもの。5月10日に開示したものはのぞく。」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、「開示請求者が特定年にした人権相談に係る人権相談票（ただし、令和3年5月10日に開示したものは除く。）」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年5月28日付け〇〇法庶第133号により特定地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、令和3年4月30日（通知）より悪質な対応で、私は、処分と考えるので、正しい対応を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、意見書及び資料については、諮問庁に閲覧させることは適当でない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

令和3年5月28日の全部開示の人権相談票は、人権擁護課と総務課が、一方的に私の人権相談を誘導して人権相談票とした物であり、人権相談票では無く私の人権を無視又は処分した物であり、私は、処分と考えるので正しい対応を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は、本件請求保有

個人情報である。

特定地方法務局長は、令和3年5月28日、法18条1項の規定による保有個人情報の全部開示決定をし、同日付け〇〇法庶第133号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（原処分）で審査請求人に通知した。

2 人権相談及び人権相談票について

人権相談とは、人権問題に関して国民の相談に応じ、人権侵犯事件への切替え、官公署その他の機関への通報又は助言等の必要な措置を採ることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とするものであり、法務局・地方法務局及びその支局に相談窓口を開設する常設相談所や市町村役場、公民館などに随時相談窓口を開設する特設相談所などにおいて、法務局職員や人権擁護委員が相談に応じている。

法務局職員及び人権擁護委員は、人権相談に当たり、相談者を含め関係者の秘密を守り、その名誉を害することのないように努めなければならない。また、人権相談を取り扱ったときは、人権相談票を作成し、相談の内容、回答及び処理の概要等を記録しておかなければならない。

3 審査請求の趣旨について

審査請求書に記載されている審査請求の趣旨及び審査請求の理由からすると、審査請求人は、原処分で全部開示された保有個人情報について、職員の誘導により作成されたものであって正しく作成されたものではないとして、職員の誘導がなく正しく作成された保有個人情報の開示を求めているものと解される。

なお、審査請求人が審査請求書で言及する「令和3年4月30日（通知）」は、下記4記載の同日付け〇〇法庶第212号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」であると解されるところ、同決定については、現在、情報公開・個人情報保護審査会で審理手続中である（令和3年（行個）諮問第89号）。

4 本件文書の特定について

審査請求人は、本件請求保有個人情報の開示請求をしたところ、特定地方法務局は、同法務局に保管されている審査請求人の保有個人情報として、以下のとおり特定した。

審査請求人は、特定期間の間、合計18回の人権相談を行っており、同18回の人権相談において作成された人権相談票全てを本件文書として特定した。

その余の保有個人情報については、令和3年4月30日、法18条1項の規定による保有個人情報の一部開示決定をし、同日付け〇〇法庶第212号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」により審査

請求人に通知し、同年5月10日、審査請求人に開示したものである。

審査請求人において、上記のとおり「(5月10日に開示したものは除く。)」としていたとおり、本件文書ではない。

5 その他

人権相談を取り扱ったときは、人権相談票を作成し、相談の内容、回答及び処理の概要等を記録しておかなければならないとされており、審査請求人に対し開示した本件文書は、いずれも特定地方法務局において、審査請求人の相談内容をありのままに記録して作成したものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年6月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月5日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和4年1月28日 審議
- ⑤ 同年2月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件文書は特定地方法務局職員の誘導等により作成されたものであり、正しい対応を求めるなどと主張し、本件対象保有個人情報の特定を争っているものと解されるどころ、諮問庁は、本件文書は、いずれも、審査請求人の相談内容をありのままに記録して作成したものの全てであり、原処分維持が相当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 当審査会において、諮問書に添付された本件文書(写し)を確認したところ、本件文書は、特定期間に審査請求人が行った人権相談について作成された人権相談票(18件)であり、本件対象保有個人情報は、当該人権相談票に記録された保有個人情報であると認められる。
- (2) 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 人権相談を受けたときは、人権相談取扱規程(昭和59年8月31日法務省訓令第3号)6条により、法務省人権擁護局長の定める様式による人権相談票を作成し、相談の内容、回答及び処理の概要等を記録しておかなければならないとされている。その様式については、人

権相談取扱規程について（昭和59年8月31日権管第388号法務局長，地方法務局長あて人権擁護局長通達）により定められており，相談日時等のほか，相談場所，相談方法，担当者，相談者，相談類型，被害者，相手方等を記入した上，「事案の概要」欄には，①誰が，②いつ，③どこで，④誰に対し，⑤何をしたか，⑥今後何を望むか又はその他の相談内容を，簡潔に記入することとされている。

審査請求人は，本件文書について，人権相談の際，特定地方法務局の人権擁護課及び総務課が一方的に審査請求人の相談を誘導し，作成したものであるなどと主張するが，同局職員は，審査請求人の相談を傾聴し，その結果をありのままに記載して本件文書を作成したものであって，同人の相談を何らかの方向に誘導した事実はない。

イ 特定地方法務局では，人権擁護課において，常設の相談窓口を開設し，同窓口において，面談又は電話による人権相談を行っている。

また，人権擁護課においては，法務省のホームページにおいて開設している「インターネット人権相談受付窓口」を通じて寄せられる人権相談にも対応している。

審査請求人が行った，特定期間の18回の人権相談は，いずれも，上記の常設の相談窓口への電話によって行われたものであるが，当該人権相談以外にも，同人は，特定地方法務局の人権擁護課や総務課に対し，電話により，同局の職員の対応についての批判をるる述べ，対応した職員がそれを傾聴する場合もあった。そのような場合は，文書主義の原則を定めた法務省行政文書管理規則（平成23年4月1日法務省秘文訓第308号大臣訓令）11条に照らすと，記録作成義務の対象とされていないため，対応記録は作成されていない。

ウ 人権相談票は，特定地方法務局人権擁護課標準文書保存期間基準により，作成（取得）した日の属する年の翌年の初日から3年保存することとされているところ，本件開示請求を受け，また，念のため，本件審査請求を受けた際，執務室，書庫，パソコン上のフォルダ内等を探索したが，本件対象保有個人情報以外の本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を確認することはできなかった。

（2）検討

ア 本件文書の記載内容等並びに諮問庁から提示を受けた上記（1）ア及びイ掲記の規程等の内容に加え，審査請求人において本件対象保有個人情報の外に特定すべき保有個人情報がある旨の根拠等を具体的に示していないことをも併せ考慮すると，上記（1）ア及びイの諮問庁の説明は，特段不自然，不合理な点があるとはいえず，これを覆すに足りる事情も認められない。

イ 上記（1）ウの探索の範囲等について，特段の問題があるものとは

認められない。

ウ したがって、特定地方法務局において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、特定地方法務局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨